

選挙管理委員会事務局監査結果報告書

定期監査

1 監査の対象及び範囲

選挙管理委員会事務局の所管に属する平成31年4月1日から令和元年11月30日までに執行された財務に関する事務

2 監査実施の期間

令和2年1月17日から同年3月27日まで

3 監査の方法

監査は、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、抽出による関係帳簿及び関係書類の調査並びに現地調査を行った。

4 財務監査項目

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務

5 監査の主な着眼点

- (1) 収入、支出に係る事務が適切に執行されているか。
- (2) 補助金等の交付は適切に執行されているか。
- (3) 契約事務が適正に執行されているか。
- (4) 財産管理に関する事務が適切に執行されているか。
- (5) 事務事業の内部統制が図られているか。
- (6) 3E（経済性、効率性、有効性）が図られているか。
- (7) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

6 財務監査の結果

監査の結果、次に述べる事項について適正な措置を講じられたい。

なお、予算流用措置については、やむを得ないものと認められた。

(1) 契約に関する事務

ア 横須賀市議会議員選挙公営ポスター掲示場の保守管理及び撤去業務委託に係る完了検査については、契約事務取扱規程によれば、検査を行う場合は、立会人及び契約者又はその使用人の立会いのうえ行い、検査員は検査を行ったときは、立会人と連署のうえ、検査書により主管部長等に報告しなければならない旨定められている。しかし、当該完了検査において、立会人の連署のない検査書により報告されていたので、今後は適正な事務処理に改められたい。

(選挙管理課)

イ 投票用紙計数機購入に係る物件納入検査については、契約事務取扱規程によれば、検査を行う場合は、立会人及び契約者又はその使用人の立会いのうえ行い、検査員は検査を行ったときは、立会人と連署のうえ、検査書により主管部長等に報告しなければならない旨定められている。しかし、当該物件納入検査において、立会人の連署のない検査書により報告されていたので、今後は適正な事務処理に改められたい。

(選挙管理課)

(2) 財産管理に関する事務

郵便切手の管理において、一部の郵便切手で保有枚数と受払簿の残数が一致しないものがあったので、今後は、物品会計規則に基づいた適正な管理に改められたい。

(選挙管理課)